

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生を

【請願趣旨】

東日本大震災は、地震・津波により未曾有の被害をもたらすとともに福島原発事故により大きな影響を残しています。帰還困難区域がまだ指定され、避難した人たちは住み慣れた地に戻る目途すら立っていません。真の復旧復興のためには一層の支援が必要です。

令和2年7月豪雨では全国各地の広域な豪雨により甚大な被害が発生しました。特に九州地方（熊本・福岡・大分）の堤防決壊や越水による大規模水害、中部地方（岐阜・長野）での道路崩壊・土砂災害など、9県21市町村に及び施設被害等は1,623件、土砂災害954件（国土交通省調べ）で、広域にわたる多大な被害が長期間にわたり国民生活に大きな影響を及ぼしました。災害への備えや行政などの公的機関の危機管理体制の脆弱さがあらためて明らかになるとともに、防災・減災のための公共インフラ整備と既存施設の適切な維持管理が不可欠であることが示されました。

防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業を、その担い手にふさわしく再生しなければなりません。しかし、建設産業に働く労働者は低賃金や過酷な長時間労働などの労働条件の劣悪さから、入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っています。企業の存続や技術の継承、建設コンサルタントを含めた建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の「担い手3法」「職人基本法」が制定されるとともに、公共工事の設計労務単価や設計業務委託等技術者単価が8年間連続で引き上げられ、全国全職種平均値の公表を開始した1997年度以降で最高値を更新しましたが、最前線で働く建設労働者や建設関連業で働く労働者の賃金改善は進んでいないのが現状です。

私たちは、災害からの復興を最優先とし、国民の安全・安心の願いに応える公共事業を実現するために、①公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること。②公正な賃金・労働条件と業者の適正な収入・仕事を確保すること。により、地域社会を支える建設業ならびに建設関連業の再生を図ることを強く求めます。



令和2年7月豪雨により国道41号が崩壊し、基幹道路が遮断された【岐阜県下呂市】 出典：国土交通省

【取り扱い団体】生活関連公共事業推進連絡会議（生公連）

事務局 国土交通労働組合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 電話 03-3580-4244

【請願項目】

1. 災害からの復興最優先、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること
 - (1) 東日本大震災をはじめとする災害からの復旧・復興を最優先で行うこと。
 - (2) 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換すること。
 - (3) 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任をもって行うこと。
 - (4) 地域建設業育成や建設労働者保護を実施し国民の安全・安心を守り、行政機関としての責任を果たすため、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。
 - (5) 国民の安全・安心を切り捨てる「地方分権」や「道州制」は行わないこと。
 - (6) 災害復興及び公共事業の計画策定にあたっては、過程の情報公開、住民参加システムの確立、年次毎の再検討を原則とすること。

2. 公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保すること
 - (1) 公契約法（公共事業における賃金等確保法）を制定すること。
 - (2) 建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みを作ること。
 - (3) 地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。
 - (4) 公共工事及び業務等を適正な価格で受注できる入札・契約方式の仕組みを作ること。
 - (5) 建設現場の労働災害、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために予防・防止対策を強化すること。また、不幸にして被災した患者をすみやかに救済すること。
 - (6) 建設業及び建設関連業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないこと。
 - (7) 中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

20 年 月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

氏 名	住 所

この署名は国会請願のみに使用します。